第六条第一項第七号イ	特定供給者	旧接続請求者等
	第二条第一号及び第二条第三号	新規則第三条第一号並びに新規則第三条第三号及び第四号
	認定発電設備	旧認定発電設備
第六条第一項第七号ロ及びハ	特定供給者	旧接続請求者等
第六条第一項第八号	特定供給者	旧接続請求者等
	法第五条第一項	旧法第五条第一項
	認定発電設備	旧認定発電設備
第六条第一項第九号	法第五条第一項	旧法第五条第一項
	特定供給者	旧接続請求者等
第六条第二項及び第三項	接続請求電気事業者	旧接続請求電気事業者
	認定発電設備	旧認定発電設備

（指定電気事業者に関する経過措置）

第六条　一部改正省令の施行前に旧規則第六条第一項第七号の規定による指定を受けた再生可能エネルギー発電設備の種類及び旧法第五条第一項に規定する一般送配電事業者等は、新規則第十四条第一項第十一号の規定による指定を受けたものとみなす。